

那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 企画提案に係る質問及び回答

(令和6年3月6日までの提出受付分・最終)

提出いただきました質問事項について、下記のとおり回答します。

※質問事項につきましては、原則として質問書に記載いただいたものをそのまま表記しています。

No.	質 問	回 答	回答日
1	資料が配布されている病院棟に限らず、敷地内にある他の建物への提案は可能なのでしょうか。 もし可能である場合、例えば現在配布されていない職員住宅棟などの図面は配布いただけるのでしょうか。	提供資料①1ページ目に掲載している配置図における「①病院棟」において、仕様書P.23. 設備工事前の調査・手続 (3) 構造調査に記載している「陸屋根部分」を対象とした提案に限ります。 なお、病院棟における陸屋根部分は、提供資料①2ページ目の平面図に掲載している「PH階及びR階」の陸屋根部分のみとします。	R6.2.27
2	敷地内の駐車場にソーラーカーポートを設置する提案は可能なのでしょうか。	回答No.1のとおりです。	R6.2.27
3	「那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 公募型プロポーザル実施要領」につきまして、以下2点質問です。 ①P5「6. 企画提案書の内容」「(1) 事業の実施内容(様式3-1)」の「カ」についてです。設備撤去費用は、提案する自家消費電気料金単価には含めず、貴町と事業者で(以下「貴町と事業者で」は、記載を省略します。)別途協議させていただくようにできないでしょうか？ ②上記①が不可である場合、設備撤去費用を含めた自家消費電気料金単価は、20年後の撤去の際に再計算して、過不足ある時は協議させていただくようにできないでしょうか？	①について、設備撤去費用については、提案する自家消費電気料金単価に含んでください。 ②について、そのような対応はできません。設備撤去費用を見込み、提案する自家消費電気料金単価に含んでください。	R6.3.4
4	「那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 仕様書」につきまして、質問です。 P5「6. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様」の7点目です。2行目の「設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、1回は事業者の負担」の規定ですが、現時点で想定されるケース(対象設備と移設位置)を規定していただき、それ以外のケースについては、事業者負担額を協議できるようにできないでしょうか？	屋上の防水対策工事等が想定されますが、現時点で具体的に想定することが困難なため、仕様書に記載のとおり1回目は事業者の負担とさせていただきます。 なお、設備の一時撤去の際の移設場所については、施設敷地内又は町有地の提供を前提として協議します。	R6.3.4
5	「那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 仕様書」につきまして、質問です。 P5「8. その他」の2点目の記載です。「本事業の目的を達成するために必要な事項」にあたるか否かの判定については、協議事項と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	R6.3.4

那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 企画提案に係る質問及び回答

(令和6年3月6日までの提出受付分・最終)

提出いただきました質問事項について、下記のとおり回答します。

※質問事項につきましては、原則として質問書に記載いただいたものをそのまま表記しています。

No.	質 問	回 答	回答日
6	公募の内容に蓄電池に関する記載がありませんが、蓄電池の設置は不要でしょうか？ 又、町補助金上限額の22,000千円は、太陽光発電設備費用という認識で良いでしょうか？	現状の電気使用量を勘案すると、蓄電池の必要性はなく本事業での設置は考えておりませんが、将来的な設置の可能性についてご提案いただくことは差し支えありません。 後段については、お見込みのとおりです。	R6.3.12
7	設備により発電された電力を非常時に町が無償で使用できるように必要な装置を設ける。と記載がありますが、一部の特定負荷に自立運転機能付きパワーコンディショナを設置し電力を供給するという認識で良いでしょうか？	お見込みのとおりです。 非常時に電力を供給する負荷の内容につきましては、提案事項とします。	R6.3.12
8	将来的な施設改修などにより、電力利用量が減少した場合、協議によるPPA単価などの条件変更の協議が可能でしょうか？	仕様書P2 2. 事業内容 (3) 契約単価 キ に記載のとおり、契約単価は、原則、契約期間中において一定額としますが、仕様書P7 別紙1 予想されるリスクと責任分担 「維持管理関連」「計画変更」「用途の変更等、町の責による事業内容の変更」の負担者を「町」に修正させていただいた上で、こちらに基づき協議することを想定しています。	R6.3.12
9	設備導入後の電気主任技術者は、既設を管理される電気主任技術者が担当され、受託者に電気主任技術者業務を求めるものでないという理解で良いでしょうか？	現在施設を管理する電気主任技術者が担当することを想定しています。 また、仕様書P4 6. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様1点目に記載のとおり、町及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議することとします。	R6.3.12
10	町が別途、改修工事等を実施する際の設備の移設について、設置場所の屋上で一時撤去・保管が可能という認識で良いでしょうか？	現時点では具体的な改修工事等の内容を想定することが困難なため、屋上での一時撤去・保管の可否が判断できません。屋上での保管場所が確保できない場合の移設場所については、回答No.4のとおり、施設敷地内又は町有地の提供を前提として協議します。	R6.3.12

那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 企画提案に係る質問及び回答

(令和6年3月6日までの提出受付分・最終)

提出いただきました質問事項について、下記のとおり回答します。

※質問事項につきましては、原則として質問書に記載いただいたものをそのまま表記しています。

No.	質 問	回 答	回答日
11	設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、1回は事業者の負担とする記載がありますが、費用負担が発生しない場合とはどのようなケースが想定されるでしょうか？	町及び事業者以外の第三者が改修工事等の費用負担を負うべきケース等が考えられますが、現時点では具体的に想定できません。	R6.3.12
12	企画提案書の提出後に何らかの理由により辞退する場合、発生するペナルティがございましたら教えてください。	実施要領P7 8. 提出方法等 (2) 提出期限 ア に記載のとおり、辞退届の提出は企画提案書の提出までに行ってください。 しかしながら、やむを得ず提出後に辞退を希望する場合は、町と協議を行い対応を決定することとします。ただし、ペナルティは想定していません。	R6.3.12
13	仕様書の4. 設備設置 (2) その他事項 にて、「設備導入された対象施設が廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。」と記載されておりますが、この場合、売電収入の補償や他施設への移設（移設費用は町負担）等の代替措置の検討はして頂けるのでしょうか。	回答No.8のとおり、仕様書P7 別紙1 予想されるリスクと責任分担「維持管理関連」「計画変更」「用途の変更等、町の責による事業内容の変更」の負担者を「町」に修正させていただいた上で、こちらに基づき協議の上、対応を検討します。	R6.3.12
14	現地調査や構造調査の結果を踏まえ、設備容量の再検討を行った結果、企画提案書に記載した設備容量を積載できない事態がわかった場合、提案単価の変更に関する協議を行うことは可能でしょうか。	原則として提案単価の変更は認められず、契約単価は本プロポーザルにおける提案単価を基準として決定することを考えています。 ただし、事業予定者選定後の現地調査や構造調査等において、企画提案に際して町が提供した資料や施設見学において明らかに把握し難いと認められる重大な事項が確認された場合は、提案単価の変更に関する協議を行うことは可能とします。	R6.3.12
15	屋内への配線（QBまでの引込）について、既存のケーブルラックの使用は可能でしょうか。	関係法令を遵守し、既存の設備の運用に保安全管理上支障がなければ、使用可能とします。ただし、仕様書P3 5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応） に記載のとおり、設備に係る配線ルートについては、施設の保安全管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定することとします。また、設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが容易に分かるよう、色、表示等の対応をお願いします。	R6.3.12

那智勝浦町立温泉病院への太陽光発電設備導入事業 企画提案に係る質問及び回答

(令和6年3月6日までの提出受付分・最終)

提出いただきました質問事項について、下記のとおり回答します。

※質問事項につきましては、原則として質問書に記載いただいたものをそのまま表記しています。

No.	質 問	回 答	回答日
16	提供資料に構造計算書はありますが、構造図も提供いただけますでしょうか。	参加資格を有すると認められた事業者に対し、「那智勝浦町立温泉病院 構造図」のデータを追加提供することとします。 なお、当該追加提供資料を含む町が提供する資料については、企画提案書を作成する目的以外に使用せず、第三者への公開・提供は禁止とします。	R6.3.12
17	工事に伴う、作業ヤード、電気、水道、トイレ、休憩所、駐車場は御支給頂けますでしょうか。	作業ヤード及び休憩所は、施設の屋内に設けることはできませんが、屋外の敷地内又は近隣の他の町有施設の敷地内の提供については協議します。 電気、水道は、提供を前提としますが、常識的な範囲での使用としてください。 トイレ、駐車場は、来院者等の利用や安全に支障がない範囲で、施設敷地内（トイレは施設内トイレを含む）又は近隣の他の町有施設の使用を前提として協議します。	R6.3.12